

第39回 北九州市都市計画審議会案件 総括表

種類・名称	概要	備考
地区計画 大里本町地区	<p>本地区は、北九州市の都心小倉から北東約5 kmに位置し、北側には関門海峡、南東には戸ノ上山を望み、国道3号、国道199号及びJR門司駅の北側に隣接するなど自然環境と交通利便性等に恵まれた地区である。</p> <p>北九州市都市計画マスタープランにおいては、地区の特性や資源を生かして、まちづくりにおける重点的な取り組みを進めていく拠点地区の一つに位置付けられている。</p> <p>これまで、大里本町土地区画整理事業による基盤整備にともない、商業・業務施設や住宅の立地など、地区の優れた景観特性や交通利便性を生かしたまちづくりが進められている。</p> <p>本地区計画は、本地区における地域拠点づくりの促進及び良好な市街地環境の形成又は保全を図ること目的に、建築物等について適正な規制及び誘導を行うもの。</p> <p>【面積】：約19.9ha 【地区整備計画の概要】</p> <p>建築物の用途の制限（建築できないもの） 低層住宅A地区：公衆浴場、店舗、飲食店、運動施設など 低層住宅B地区：公衆浴場、店舗、飲食店、運動施設、マージャン屋、ぱちんこ屋、キャバレー、風俗営業など</p> <p>住宅地区：運動施設など。 沿道地区：住宅、ぱちんこ屋、キャバレー、風俗営業など 文化観光地区：住宅、マージャン屋、キャバレー、風俗営業など 駅前A地区：住宅、マージャン屋、ぱちんこ屋、キャバレー、風俗営業など 駅前B地区：マージャン屋、ぱちんこ屋、キャバレー、風俗営業など</p> <p>建築物等の高さの最高限度 低層住宅A地区、低層住宅B地区：12m 建築物等の形態又は意匠の制限 低層住宅A地区、低層住宅B地区 ：建築物の外壁又はこれに代わる柱及び屋根の色彩は、自然や歴史的建造物等の周辺環境に調和した落ち着いたものとするなど</p> <p>住宅地区、沿道地区、文化観光地区、駅前A地区、駅前B地区 ：海峡から望める建築物等は、航路上の船舶や対岸からの見え方に配慮した形態とするなど</p>	議題 191
ごみ処理施設及び産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について	<p>当該施設は若松区響町一丁目地内でごみ処理施設の処理を行っている、西日本ペットボトルリサイクル株式会社（平成9年8月22日当初許可）が、処理能力を増強、及び、産業廃棄物の処理を行うため、再度の許可を行うもの。</p> <p>【ごみ処理施設及び産業廃棄物処理施設】 （許可済） ごみ処理施設：36.0 t / 日（24時間） （今回変更・追加） ごみ処理施設：68.0 t / 日（24時間） 廃プラスチック類の破碎施設：76.0 t / 日（24時間）</p>	議題 192

産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について	<p>当該施設は申請地（若松区響町一丁目地内）の近接地にて有価金属の回収・保管・国内外への出荷、産業廃棄物の収集運搬を行っている、山光金属株式会社が、今回新たに産業廃棄物処理施設を操業するため、許可を行うもの。</p> <p>【産業廃棄物処理施設】 廃プラスチック類の破碎施設：63.18 t / 日（16時間）</p>	議題 193
産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について	<p>当該施設は八幡東区大字前田で、ごみの処理を行っている九州製紙株式会社（平成17年9月12日当初許可）が、今回新たに汚泥・産業廃棄物の焼却施設の設置及び既存の汚泥の乾燥施設の稼働時間延長に伴い、許可を行うもの。</p> <p>既存の汚泥の乾燥施設は処理能力が14.7 m³ / 日であるため51条の許可不要（緩和規定により処理能力が20 m³ / 日以下は許可が不要）。</p> <p>【産業廃棄物処理施設】 （許可済） ごみ処理施設：135.0 t / 日（24時間） （今回新規許可分） 汚泥の乾燥施設：44.1 m³ / 日（24時間） 汚泥の焼却施設：40.8 m³ / 日（24時間） 産業廃棄物（木くず、紙くず）の焼却施設：49.0 t / 日（24時間）</p>	議題 194
都市計画マスタープラン 小倉南区構想【諮問】	<p>平成15年8月に本審議会の答申を受け、平成15年11月に策定した「北九州市都市計画マスタープラン（全体構想）」において、地域の特性や課題に応じた総合的な区のまちづくりの指針となる地域別構想を行政区ごとに策定することとしている。</p> <p>地域別構想を策定するにあたっては、初期の段階から住民参加を取り入れることとしており、今回の小倉南区構想については平成17年3月に着手し、これまでに地域・住民からの意見収集や地元検討会を実施してきたところである。</p> <p>こうして作成した案について、「小倉南区のまちづくり方針（素案）」をとりまとめたので、北九州市都市計画審議会の意見を聞くもの。</p>	議題 195

手続の概要

平成20年11月17日	～	12月1日	地区計画条例に基づく案の縦覧（議題191）
平成21年4月15日	～	4月30日	都市計画原案の縦覧（議題191）
平成21年5月28日			第39回北九州市都市計画審議会
平成21年6月中旬		（予定）	都市計画法第19条の同意請求
平成21年7月中旬		（予定）	都市計画決定（＝告示）